

国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 平成 27 年 12 月 14 日 経 済 局
--

## 市第 98 号議案 横浜市消費生活総合センター条例の一部改正

平成 26 年 6 月に改正された「消費者安全法」に基づき、「横浜市消費生活総合センター条例（以下、「条例」という。）」に、国が定める基準に沿った規定を盛り込むための一部改正を行います。

### 1 改正案の概要

(1) 国が定める基準に沿って、横浜市消費生活総合センター（以下、「センター」という。）の組織及び運営等に関する規定を追加

ア 消費生活相談を行う日時を規則で定めること（条例第 4 条の 2）

イ センターにセンター長及び職員を置くこと（同第 4 条の 6）

ウ センターに消費生活相談員資格試験に合格した者（又は合格した者とみなされた者）を置くこと（同第 4 条の 7）

エ 消費生活相談員について任期ごとに同一のものを再度任用することは排除されないことや人材及び処遇の確保に必要な措置を講じること（同第 4 条の 8）

オ 消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修の機会を確保すること（同第 4 条の 9）

カ 消費生活相談等の事務により得られた情報の安全管理のために必要な措置を講じること（同第 4 条の 10）

(2) その他必要な関係規定の追加、文言修正

ア センターが消費者安全法に位置付けられた施設であることを規定（同第 1 条第 2 項）

イ 「消費生活の啓発」及び「消費生活に係る啓発」という文言を、「消費者教育」に文言を修正（同第 2 条第 1 号、同第 4 条の 3 第 2 項）

※横浜市消費生活条例において、同様の文言を引用している箇所についてもあわせて文言修正（同附則第 2 条）

### 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日